

エアコン設置申請前の確認事項

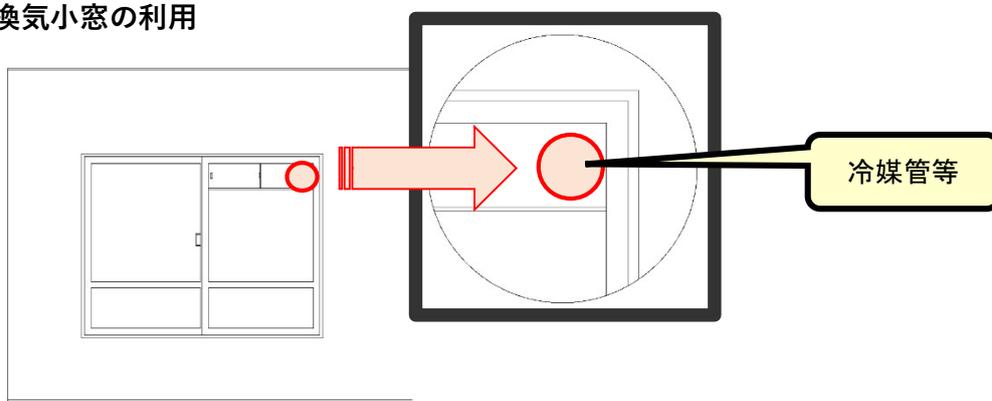
1 室外機を設置できる場所

室外機はベランダに設置してください。ただし、緊急時の避難経路となっていますので、避難の妨げとなるような場所（避難ハッチの上下避難経路範囲、避難器具等の使用範囲、隣の住戸との仕切板前など）には設置できません。

2 外壁の貫通（冷媒管の配管）方法

冷媒管の配管は、壁面に設置されている既存の貫通スリーブ（換気口など）を利用してください。なお、換気口などを利用できない場合は、次の(1)から(4)の方法もご検討ください。

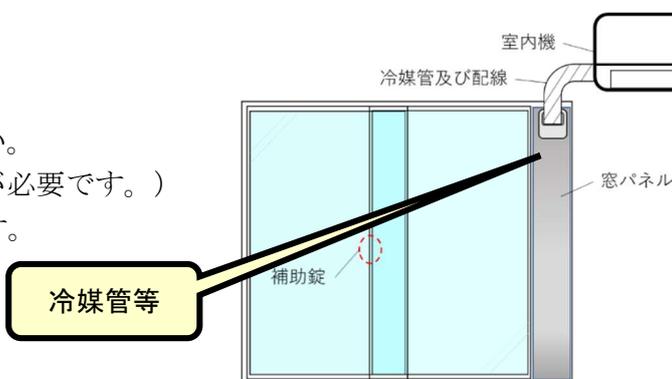
(1) 換気小窓の利用



(2) 窓パネルの使用

※注意事項

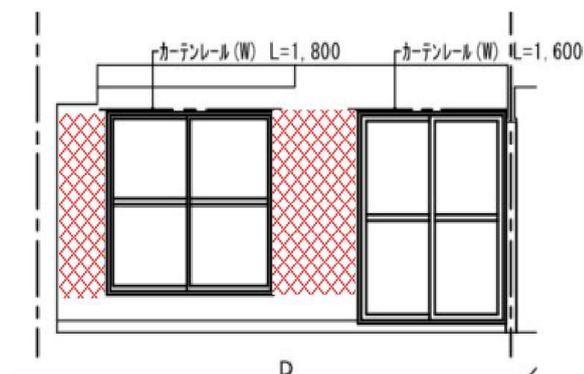
- ・ 鍵は補助錠を設置してください。
(1階の場合は防犯上の検討が必要です。)
- ・ 気密性や遮音性など低下します。



(3) 外壁のコア抜き（穴あけ）

※注意事項

- ・ 貫通スリーブ（換気口など）が1か所のみ、かつ熱交換器（ロスナイ）が設置されていない住戸に限ります。
- ・ コア抜き（穴あけ）ができる外壁の範囲は、右図の網掛け（赤色）部分となります。なお、工事業者については、入居者が各自手配してください（札幌市住宅管理公社では、工事業者の紹介等はしていません）。



(4) 窓用エアコン（室外機不要のエアコン）の利用

※注意事項

- ・ 窓用エアコンの排気は、直接屋外に行ってください（共用廊下に面した窓への設置は不可）
- ・ 分電盤の交換、コンセントの増設及び室内の間仕切り壁への穴あけ等（「模様替」に該当するもの）が生じない場合は、模様替申請書の提出は不要です。

3 電源について

- ・ 住宅にエアコン専用コンセントはありませんので、新たに設置する必要があります。
- ・ エアコン用ブレーカーは単独回路としてください。
- ・ 未使用（予備）のブレーカーがなく、また新たにブレーカーを設置するスペースがない場合には、分電盤を交換する必要があります。なお、お問い合わせについては、各指定管理者へお願いします。
- ・ 分電盤からエアコンまでの配線については、原則として露出配線としてください。配線のルートがなく、やむを得ず間仕切り壁等に穴あけなどを行う場合は最小限の範囲としてください。
- ・ 200Vのエアコン設置はできません。
- ・ **構造上、アンペア容量を引き上げることができない住戸があります。エアコン設置に伴い、アンペア容量の変更を希望される場合は、必ず事前に各指定管理者へお問い合わせください。**

4 室内機の設置について

室内機はネジ・ビス止めなどでしっかりと固定し、落下等の事故が無いように十分注意してください。また、既存の壁内電気配線などにもご注意ください。

5 設置、入居中の維持管理及び退去時の原状回復に要する費用について

- ・ エアコンの設置（外壁のコア抜き（穴あけ）及び電気工事等を含む。）、入居中の維持管理及び退去時の原状回復（設置したエアコン、コンセント、配線、ビス・ボルト等の撤去）に要する費用については、全て入居者のご負担となります。
- ・ 外壁のコア抜き（穴あけ）を行った場合、コア抜き箇所については、退去時にキャップ（カバー）を設置することで原状回復したものとみなします。
- ・ 退去時の原状回復で発生する補修費の負担額は、通常の前状回復費用とは別に目安として10万円前後上乗せして発生（各設備の設置状況や退去時点の物価等により変動）することをご理解ください。詳細な金額は実際の退去時に、各指定管理者へお問い合わせください。